## ○法務省告示第百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社ヌカベの項中「群馬県中富岡市高瀬三百十五番地」を「群馬県高崎市倉賀野町二千四百五十七番地二」に改め、同表株式会社モテギの項及びニシダ電子工業株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 金剛産業株式会社 | 東京都中央区晴海一丁目八番十二号 | 鉄工 |

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ニシダ電子工業株式会社 | 群馬県高崎市倉賀野町六百七十二番地 | プラスチック成形 |
| 株式会社モテギ | 群馬県邑楽郡大泉町東小泉一丁目二十九番六号 | 機械加工 |
| 株式会社元栄組 | 千葉県市原市五井金杉一丁目四十一番地二元栄ビル五階 | 溶接 |
| 株式会社大栄鉄工所 | 千葉県富津市西大和田百二十七番地 | 鉄工 |
| キタボー興産株式会社 | 石川県白山市福留町二百一番地一 | 紡績運転 |
| 半田重工業株式会社 | 愛知県半田市本町一丁目一番地 | 溶接 |
| 株式会社新陽 | 長崎県長崎市香焼町三千十五番地二株式会社九州スチールセンター内 | 鉄工 |
| 株式会社内海鉄筋工業 | 長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷千三十四番地 | 鉄筋施工 |
| 有限会社浜田鉄筋 | 熊本県熊本市東区月出三丁目四番二十二号 | 鉄筋施工 |

## ○外務省告示第百二十七号

平成二十六年三月二十五日にマニラで、メトロセブ水道区上水供給改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　メトロセブ水道区上水供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億六千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　ト部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年四月十日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第百二十八号

平成二十六年三月二十五日にマニラで、沿岸警備通信システム強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　沿岸警備通信システム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億五千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　ト部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年四月十日

外務大臣　岸田　文雄

## ○外務省告示第百二十九号

平成二十六年三月二十五日にマニラで、台風ヨランダ災害復旧・復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　台風ヨランダ災害復旧・復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四十六億円

3　贈与の供与期限　平成三十年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　ト部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年四月十日

外務大臣　岸田　文雄

## ○厚生労働省告示第二百六号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年四月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

| 品種又は品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| わた | チョウ目害虫抵抗性ワタＣＯＴ102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタＭＯＮ88913系統を掛け合わせた品種 | 日本モンサント株式会社 |
| わた | チョウ目害虫抵抗性ワタＣＯＴ102系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種 | 日本モンサント株式会社 |

## ○外務省告示第百三十号

平成二十六年三月二十六日にプノンペンで、国立母子保健センター拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立母子保健センター拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億九千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十六年四月十日

外務大臣　岸田　文雄

## ○農林水産省告示第五百三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年八月三日　第六十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人おおいた有機農業研究会

大分県大分市大字下郡千六百二番地の一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

東京都、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

(2)　認定を行う事業所の所在地

大分県大分市大字下郡千六百二番地の一